

しましほ

人口と世帯数

4月1日現在
前月比

人口	284,677	(-1,684)
男子	140,287	(-1,085)
女子	144,390	(-599)
世帯数	127,287	(-654)

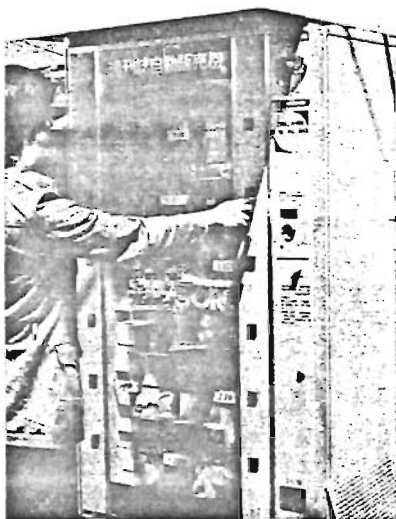
(住民基本台帳による)

雑誌自動販売機問題 を示される

昭和53年度 青少年育成運動基本方針も決定

豊島区青少年協議会問題

去る3月29日に青少年問題協議会が開催され、まず昨年からの青少年問題協議会の中に小委員会を設けて検討されてきた雑誌自動販売機問題について、小委員会より検討結果が報告されました。内容は、豊島区における雑誌自動販売機対策の基本方針を示すもので、青少年問題協議会はこれを了承するとともに、さらにこの基本方針に沿った具体策を検討するため、小委員会を継続することにしました。また、昭和53年度豊島区青少年育成運動基本方針も決定されました。



雑誌自動販売機問題とは、その収納されている雑誌の多くが、強い性表現と暴力表現を内容としたいわゆる「ポルノ雑誌」と呼ばれている成人向け雑誌であり、それらは青少年の健全な成長を阻害する恐れがあり、しかも常に街頭で公開された状態にあるため、青少年でも容易に入手できるという点です。雑誌自動販売機が社会から強い非難をあびているのは、このような理由によるものです。

雑誌自動販売機問題に 関する小委員会報告

雑誌自動販売機問題とは、その収納されている雑誌の多くが、強い性表現と暴力表現を内容としたいわゆる「ポルノ雑誌」と呼ばれている成人向け雑誌であり、それらは青少年の健全な成長を阻害する恐れがあり、しかも常に街頭で公開された状態にあるため、青少年でも容易に入手できるという点です。雑誌自動販売機が社会から強い非難をあびているのは、このような理由によるものです。

■雑誌自動販売機問題とは

雑誌自動販売機問題とは、その収納されている雑誌の多くが、強い性表現と暴力表現を内容としたいわゆる「ポルノ雑誌」と呼ばれている成人向け雑誌であり、それらは青少年の健全な成長を阻害する恐れがあり、しかも常に街頭で公開された状態にあるため、青少年でも容易に入手できるという点です。

■規制上の問題点

こうした現状を踏まえて雑誌自動販売機対策を考へていく場合、この問題の本質は収納されている雑誌の内容にあり、具体的には成人向け雑誌の販売規制といったことにしほられていくと考えられます。しかし、いわゆる「ポルノ雑誌」と呼ばれている成人向け雑誌は、刑法及び都青少年健全育成条例に該当しない限り、一般の出版物と同様に扱われており、法規制の対象になりません。このため、設置者に自衛を求めるとともに、地域社会全体がこのようなものに影響されないよう健全な青少年の健全育成を図っていくことが必須です。

■基本方針

青少年の育成を考へるとき、基礎的な単位は家庭です。小中学生の目覚めが早いといわれる現状においては、家庭内においても現は自らを省みて、時代の風潮に流されることなく、子にとって「期待をかけてくれる人」また、「期待をこたえようとする人」にならねば、「意味ある他者」になるよう心がけることが必要です。

■主 旨

今日の青少年問題は、青少年のすべての生活領域に及んでおり、それらが相互に連関して作用し合っています。このような現状のなかで、創造的で自主的な社会人として、進んで社会に参加し自己実現しようとする青少年を援助するとともに、青少年が健全に成長することのできる地域社会を築くため、主眼とするものです。

■目 標

第1目標 健康で明るい対話のある家庭づくり
青少年の育成を考へるとき、基礎的な単位は家庭です。小中学生の目覚めが早いといわれる現状においては、家庭内においても現は自らを省みて、時代の風潮に流されることなく、子にとって「期待をかけてくれる人」また、「期待をこたえようとする人」にならねば、「意味ある他者」になるよう心がけることが必要です。

第3回 憲法記念のつどい

5月2日 区民センターで

区では、昨年に引き続き、第3回「憲法記念のつどい」を開催します。

憲法が「わたしたちのくらしと地方自治」の中で、どのようなかわりをもっているかを考えてみましょう。

とぎ：5月2日(火)午後1時30分～5時

ところ：豊島区民センター文化

講演：「わたしたちのくらしと地方自治」

東京大学教授 伊藤正巳氏
（略歴）法学博士、東京大学法学部長、中央教育審議会委員、学術審議会委員、大学設置審議会委員

映画：『家族』（カラー）

憲法は 明るい社会の 道しるべ

5月1日～7日

この基本方針は、豊島区における青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、職場、青少年関係団体と行政機関が、有機的な連携を保ち、それぞれの立場で、この運動を効果的に推進していくためのものです。

青少年育成運動の 基本方針(抜粋)

この基本方針は、豊島区における青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、職場、青少年関係団体と行政機関が、有機的な連携を保ち、それぞれの立場で、この運動を効果的に推進していくためのものです。

今日の青少年問題は、青少年のすべての生活領域に及んでおり、それらが相互に連関して作用し合っています。このような現状のなかで、創造的で自主的な社会人として、進んで社会に参加し自己実現しようとする青少年を援助するとともに、青少年が健全に成長することのできる地域社会を築くため、主眼とするものです。

健康で明るい対話のある家庭づくり
青少年の育成を考へるとき、基礎的な単位は家庭です。小中学生の目覚めが早いといわれる現状においては、家庭内においても現は自らを省みて、時代の風潮に流されることなく、子にとって「期待をかけてくれる人」また、「期待をこたえようとする人」にならねば、「意味ある他者」になるよう心がけることが必要です。

今日の青少年問題は、青少年のすべての生活領域に及んでおり、それらが相互に連関して作用し合っています。このような現状のなかで、創造的で自主的な社会人として、進んで社会に参加し自己実現しようとする青少年を援助するとともに、青少年が健全に成長することのできる地域社会を築くため、主眼とするものです。

友愛訪問員制度 にご協力を



現在、区内で近くに身寄りのない65歳以上の老人は一千名以上おられます。友愛訪問員事業は区民の方々に友愛訪問員になっていただき、こうした境遇のお近くの老人宅を訪問し、話し合いをとおして、少しでも孤独感を慰めていただくという制度で、原則として対象老人と一対一で訪問活動をしていただきます。

▽友愛訪問員になれる方
心身ともに健康な方ならどなたでもなれます。

▽訪問をうけられる老人世帯
区内居住で、近くに親類のいない老人で、①65歳以上のひとり暮らし老人または、②世帯全員が65歳以上である老人世帯等です。

▽友愛訪問員の活動
①一週間に3日程度、対象老人宅を訪問し、話し合いをとおして孤独感を慰め安否を確認する。

②対象老人から老人福祉について相談を受けた場合は、民生委員などに連絡する等です。

※なお、友愛訪問員には、活動の諸経費にあてていただくため、月

額2千円の活動費をお支払いします。

申込みは原則として、対象老人とペアで申込みしていただきますが友愛訪問員になりたい方で対象老人の見つからない方、さらに対象のお年寄りで、友愛訪問員の派遣をご希望の方についてもご相談ください。

▽申込み、問い合わせ
老人福祉課老人福祉係
(内線2631)

▽友愛給食サービス
ひとり暮らしのお年寄りに、温かい食料料理をという立場から近所の方が週一回家庭的な食事をお届けするということです。

ひとり暮らしのお年寄りに、少しでも寂しさをやわらげてあげたいと思いの方の協力をお待ちしています。

▽対象 区内居住で近くに身寄りのない65歳以上のひとり暮らしのお年寄りで給食を希望する方

▽提供者 自宅で購入した材料で作った食事を老人宅まで届けられる方。食料額は年一回供

与します。

▽給食サービスの回数
一週一回(朝・昼・夕のいずれかお年寄りと相談のうえきめていただきます)。

▽材料費 一部を補助します。

▽申込み 老人福祉課(内線2631)へ。

寝たがりの
お年寄りの方へ

◆老人福祉手当の支給
区内に居住している65歳以上の方で、6か月以上寝たがりの状態にあり、その状態が継続すると認められる方に支給されています。

▽月額 1万5百円

▽支払 4月・8月・12月

▽手続き 印鑑・生年月日を証明できるもの(健康保険証、老人医療証等)をご持参ください。

◆寝具の洗濯乾燥
老人福祉手当を受けている方がお使いになっている寝具類(敷・掛ふとん、毛布各一枚と枕)を1か月おきに洗濯または乾燥して支給されます。作業は業者に委託し費用は全額区が負担します。

◆無料で出張便器を
同じく老人福祉手当を受けている方が対象です。お近くの理容師がお宅まで出張します。費用は全額区が負担します。

◆一週間に一日 家政婦さんがお世話します
お世話を受けられる方は、①お年寄りが一時的な病気などで日常生活を営むのにさしつかえがあり、家族の十分な世話を得られない方
②ひとり暮らしのお年寄り、またはお年寄りだけの世帯で、身の回りのことが思うようにできない方
③上記のような区内にお住まいの60歳以上の方で、なお生計中心者の所得が制限以下のお宅に、家事援助者が出向きお世話します。費用は全額区が負担します。

◆日常生活用具をお貸しします
区内に居住している65歳以上の方で、長期寝たがりの状態でおられる方に、ご希望により貸出しまたはお借りしています。ただし生計中心者の前年分の所得税額が4万2千円未満であることが必要です。

▽お貸しする用具
・特殊寝台 ハンドルをまわす上半身または脚部が傾斜調整できるようにしています。
▽お借りする用具
・スプリングマットレス
・3つにわかれて、厚さ約15cmで長期使用できます。内部の湿気を外に出すようになっています。

◆便器 要かけて使用できます。暖房付きで、和式便所の上にお取り付け可能です。

◆家庭での入浴や公衆浴場へ行くことが困難な方のために、区では巡回入浴車を派遣し、自宅へ入浴していただきます。

▽対象 65歳以上で6か月以上寝たがりの老人福祉手当受給者

取りつづけます。便所に行けない方には、ポータブルトイレを用意してあります。

◆浴槽、湯沸器、浴槽はホロー仕上げ、湯沸器は都市ガスを使用しますので、一坪程度の場所が必要で、
・エアパット 空気の動きによるマッサージ効果のため床ずれを防止します。厚かパットの上下またはシーツの下に敷いて使用します。

◆浴場改善費(取りつづきの給排水工事ガス工事費を含む)を16万5千円まで助成します。

◆緊急一時保護
「緊急一時保護」のお年寄りの介護をしている方が、病状や急病等により一時的に介護が困難なときに、一週間の限として、お年寄りを収容保護します。対象は、在宅心身障害者(児)をもつ家庭の保護者(親)として、「緊急一時保護事業」を実施しています。この事業は、心身障害者(児)が、保護者または家族の緊急事由により、介護がなされない場合、一定期間施設に受け入れ保護するものです。

▽理由 保護者または家族が、病、事故、出張、登壇等によるため、保護者の介護が一時的にできなくなったとき

▽期間 原則として7日間以内

▽場所 長沙病院(池袋一宮)なお、利用希望は、あらかじめ登録をしてくださいます。

▽問い合わせ 福祉課福祉係(内線2625)へ。

◆緊急一時保護のお知らせ
区では5月から、新しい試みとして「緊急一時保護」を行います。これは父親や母親が急病や出産などで、他に保育できる方がなく困る場合、区でお願いした保育員の方に短期間保育をしていただくものです。

▽対象 区民で生後5週間以上就学前までの健康な児童

▽理由 父親や母親など保護者が死亡、失踪、差別、出産、急病のため家庭で保育できない場合

▽期間 原則として一か月以内で保育時間は午前8時半～午後5時まで

▽保育料 一日100円 他に食費、ミルク、オヤシ、保育用品等の必要経費は保護者に実費負担していただきます。

は老人福祉手当をうけている方で、もしくは進行性筋萎縮症の人であること。

③日常生活に電話が必要と認められる状態にあり、かつ障害者の属する世帯に電話応答ができる人がいること。

④障害者本人および扶養義務者の所得税が非課税であること

▽電話料金の助成
①基本料金は区で負担します。
②通話料金は月60通話(60円)まで区で負担します。

なお、電話をお貸しする場合、電話設置費は区で負担します

▽申込み 福祉課に用紙してある申請用紙に必要事項を記入のうえお申込みください。資格要件に該当するかどうかを調査し決定します。

▽問い合わせ 福祉課福祉係(内線2625)へ

▽申込み 保育課管理係
(内線2722)

保険料納付のお知らせ
33年度第1期(4月1日)分の納付書を3月下旬にお送りしましたので、お忘れのないよう、納期4月末日までに納めてください。なお、納付書が届かない方、紛失された方は、電卓で早し出してください。早急に再送付します。

保険料を納め忘れてそのまま放置しておくと、将来老齢年金を受けられる不利な場合も、またたく受付けられなくなる場合もあるほか、事故や万が一のとき受けられるはずの障害年金、母子・福祉子年金や遺児年金などの短期給付が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期までに納めてください。

詳細は、国民年金課保険料係(内線2681-3番)へ。

寝たがり老人や重度心身障害者に入浴を
できない所でも100位は給湯が可能です。
▽入浴作業は 専門業者に委託しますが、経験豊富な医師、理学療法士等に基礎知識および実習を受けた人がします。

◆一週間に一日 家政婦さんがお世話します
お世話を受けられる方は、①お年寄りが一時的な病気などで日常生活を営むのにさしつかえがあり、家族の十分な世話を得られない方
②ひとり暮らしのお年寄り、またはお年寄りだけの世帯で、身の回りのことが思うようにできない方
③上記のような区内にお住まいの60歳以上の方で、なお生計中心者の所得が制限以下のお宅に、家事援助者が出向きお世話します。費用は全額区が負担します。

◆浴槽、湯沸器、浴槽はホロー仕上げ、湯沸器は都市ガスを使用しますので、一坪程度の場所が必要で、
・エアパット 空気の動きによるマッサージ効果のため床ずれを防止します。厚かパットの上下またはシーツの下に敷いて使用します。

◆緊急一時保護
「緊急一時保護」のお年寄りの介護をしている方が、病状や急病等により一時的に介護が困難なときに、一週間の限として、お年寄りを収容保護します。対象は、在宅心身障害者(児)をもつ家庭の保護者(親)として、「緊急一時保護事業」を実施しています。この事業は、心身障害者(児)が、保護者または家族の緊急事由により、介護がなされない場合、一定期間施設に受け入れ保護するものです。

◆緊急一時保護のお知らせ
区では5月から、新しい試みとして「緊急一時保護」を行います。これは父親や母親が急病や出産などで、他に保育できる方がなく困る場合、区でお願いした保育員の方に短期間保育をしていただくものです。

◆緊急一時保護のお知らせ
区では5月から、新しい試みとして「緊急一時保護」を行います。これは父親や母親が急病や出産などで、他に保育できる方がなく困る場合、区でお願いした保育員の方に短期間保育をしていただくものです。

◆緊急一時保護のお知らせ
区では5月から、新しい試みとして「緊急一時保護」を行います。これは父親や母親が急病や出産などで、他に保育できる方がなく困る場合、区でお願いした保育員の方に短期間保育をしていただくものです。



昭和53年度の 中小商工業融資

☆融資限度額の引上げ
 ・運転・設備・公害防止設備
 ・資金は60万円に
 ・小口緊急資金は80万円に
 ☆現借受者の利用範囲を拡大

①区内で引き続き一年以上同一の事業を営んでいること。
 ②代表者の住所と主な事業所の所在地がともに豊島区内にある方。または、主な事業所の所在地が豊島区にある方。
 ③適切な事業計画と確実な資金計画があること。
 ④前年度の住民税(法人については法人住民税)が完納していること。
 ⑤遊樂娯楽業、飲食業(大衆食堂並びにこれに準ずるものを除く)、仲介業、不動産業(賃貸業、建売業を除く)、質屋業、金融業、興信業、鉱業以外の事業を営む方。
 ※なお、小規模企業資金及び小口緊急資金の場合は、雇用従業員が商業関係2名以下、工業関係5名以下の企業であること。

再融資措置(融資の併用)

区での融資制度の資金を現在借受中の方で、借受額の6割以上を返済している場合、再度、融資の借入申込みができます。(小口緊急資金の再度利用は不可)
 但し、この場合の申込条件等は次のとおりです。
 ・借入申込額 融資限度額から既借受額の残高を差引いた残りの金額とします。
 ・取扱金融機関 現在借受けている金融機関扱いとします。
 ・添付書類 通常の融資申込みに必要な添付書類のほか、既借受額の6割以上の返済を証明する書類(償還明細書あるいは金融機関の返済証明書)が必要です。

融資の申込条件

なお、通常の融資は、従来どおり次の内容をもって行います。
 ※公費負担
 右表の利率補給のほか、信用保証協会付融資の場合も、保証料は、貸付期間4か月まで20万円以内を区で負担します。

種別	貸付金額	返済期間	利率	区負担	小口緊急資金
運転資金	600万円まで	42か月以内(すえまを含む)	年利7.0%	0.8%	年利7.0%
設備資金	600万円まで	60か月以内(すえまを含む)	年利7.8%		
公害防止設備資金	250万円まで	36か月以内(すえまを含む)		1.3%	6.0%
小規模企業資金	80万円まで	24か月以内(すえまを含む)			

◎その他
 融資は取扱金融機関の調査を経て決定し、金融機関を通じて融資されます。取扱金融機関は別表のとおりです。

金融機関名	所在地	電話番号
東横信用金庫 本店	東横2-10-2	(918)1131
大塚支店	南大塚2-35-5	(944)1151
池袋支店	池袋2-8-3	(981)1201
東池袋支店	東池袋1-25-10	(987)1201
駒込支店	駒込3-3-20	(918)1201
東京信用金庫 本店	東池袋1-12-5	(984)9111
東町支店	東町1-10	(957)3161
椎名町支店	南長崎3-2-10	(953)4611
東長崎支店	南長崎5-28-4	(952)3151
八千代信用金庫 東池袋支店	東池袋2-61-3	(983)3221
西池袋支店	西池袋5-12-13	(984)5851
太陽信用金庫 長崎支店	長崎4-5-7	(974)5811
王子信用金庫 東横支店	西横町1-12-2	(915)1151
大同信用金庫 池袋支店	西池袋1-44-1	(971)0291
東横信用金庫 東横支店	長崎町1-9-3	(957)7271
三和信用金庫 南長崎支店	南長崎5-14-4	(950)4151
日興信用金庫 東池袋支店	東池袋5-24-10	(989)1501
池袋信用組合 本店	西池袋5-4-6	(984)3551
豊島信用組合 東長崎支店	長崎4-30-3	(957)1186
大東京信用組合 大塚支店	北大塚2-26-1	(918)6411
東武信用組合 池袋支店	東町3-30	(957)8511



一歳六か月の健康診査
 幼児の健康保持と増進をはかるため、つぎのとおり健康診査を行います。

- ◆池袋保健所
 - ▽対象者 区内在住の昭和51年11月生まれの方
 - ▽実施項目 歯科健診 問診
 - ▽実施日時
 - 5月12日 午前9時~10時半
 - 5月11日 午前11時~12時半
 - 5月19日 午前9時~10時半
 - 5月11月10日 午前9時~10時半
 - 5月26日 午前9時~10時半
 - 5月11月20日 午前9時~10時半
- ◆長崎保健所
 - ▽対象者 区内在住の昭和51年11月11日~12月20日生まれの方
 - ▽実施項目 歯科健診 問診
 - ▽実施日時
 - 5月26日 午後1時半~2時半

5月 保健所カレンダー

事業名	曜日	実施日	実施時間
一般成人健康相談	毎週水曜日	午前	9:00~10:30
養育相談	月	8, 22日	午後
乳幼児健康診査(4か月児)	火	9, 16日	午後(53年1月生まれの方)
3歳児健康診査	火	23日	午前、午後(50年4月生まれの方)
ツベルクリ反応検査	9, 16日(火)	午後	10日(水)
成人病相談	10, 17日(水)	午後	19日(金)
母子健康相談	水	24日	午前
産婦健康診査	木	11, 18日	午後
乳児健康診査に伴う母親の妊娠検診	11, 18日(木)	午後	16, 23, 30日(火)
結核予防検査(BCG)	11, 18日(木)	午後	12日(金)
3歳児心理相談	木	25日	午前、午後
3歳児歯科検診	木	25日	午前、午後
産科衛生相談室	毎週水曜日	午前	毎週火曜日
精神衛生相談室	金	19日	午後
母親学級	12, 19, 26日(金)	10, 17, 24, 31日(水)	(1:00~3:30)
風疹抗体検査(電話予約のみ)	17日(水)	午前	8, 22日(月)

◎赤ちゃんが生まれたら...「出生通知書」を必ず保健所へ...
 ◎犬のふんは飼い主が責任をもって処理しましょう...散歩のときも忘れずに...

ためて、保健所の保健婦などが会場へ出張して母子健康相談と育児相談をさせていただきます。

- ◆母子健康相談
 - 5月11日 午前9時半~11時
 - 高田児童館(高田3-125-15)
 - 5月12日 午後1時半~3時
 - 南大塚社会教育館
 - (南大塚2-36-1)
 - 5月15日 午後1時半~3時
 - 第十出張所(駒込4-12-13)
 - 5月19日 午後1時半~3時
 - 青年館(池袋1-103-5)
- ◆出張育児相談
 - ◆第一日 5月23日
 - 「くらしの中で運動を」
 - ◆第二日 5月30日
 - 「どのようにしてたべるとよい」
 - ◆第三日 5月23日
 - 「わたしの食事は大丈夫かな」
 - ◆第四日 5月16日
 - 「子どもの食事は大丈夫かな」
 - ◆第五日 5月9日
 - 「わたしの食事は大丈夫かな」

「いつまでも元気で長生き」
 至回午後1時半~3時半
 △金費 一人一回で30円
 △ところ 池袋保健所栄養指導室
 △募集人員 一教室25名
 △募集会場をご利用ください
 長崎保健所の講堂が、各種の会合やナタールのつどいなどの会場として、5月1日から利用できるようになりました。

児童館だより [5月]



ケン玉検定(東横児童館にて)

●南長崎第一児童館と南長崎第二児童館は、5日(子どもの日)も開館します。
 ●南長崎第一児童館 児童館 950-3042
 △5日開館します▽13日2時半
 「わかばまつり」バンド演奏とふうせんを飛ばします▽16日3時「子どものハッピーキャッチング教室」モデル募集▽金曜日「本の貸出し」ただし、26日を除く
 ●南長崎第二児童館 957-6376
 △5日1時半「子どもの日ミニ運動会」

- 池袋児童館 910-5417
 - ▽25日2時半「ミニいのぼりづくり」
 - ▽6日2時「子どもフェスティバル」
 - ▽わらわら園公演
 - 子どもオーケストラ演奏会▽20日2時
 - 「すもう大会」つきまつり▽10月24
 - 「やまのこ教室」低学年20名募集
- 南大塚児童館 946-7665
 - ▽10日2時半「定例卓球大会」
 - ▽13日2時「子どもの集い」
 - パチーニルはか▽毎火金曜「本の貸出し」
- 高松児童館 977-7420
 - ▽10日2時半「子どもの祭典」
 - 1-1/ミニオリンピック▽12日2時半「子どもの祭典」
 - II/仲間をつくらうハッスルゲーム▽17日2時半「子どもの祭典」
 - III/みんな友達ハッスルゲーム▽23日2時半「子どもの祭典」
 - IV/トランポリン
 - ▽毎火金曜「レコードの日」
 - ▽毎木曜「本の貸出し」
 - 高田児童館 977-6600
 - ▽27日2時「ありんこまつり」
 - 8日から準備に入ります。
- 重要町児童館 974-7397
 - ▽かめこの運動月間 太陽の光を吸収しよう 13日1時半体力測定
 - つなびき17日2時半かめこのすもも
 - 申込制 31日2時半ドッチボール対抗戦 小学一年以上
 - ▽27日1時半「ふた料理教室」小学一年以上30名 申込制
 - ▽毎木曜「本の貸出し」
 - 西栗児童館 915-2301
 - ▽春の児童館まつり 1日映画会
 - 6日子ども線日 輪投げ他▽毎金曜10時半「幼児教室」3~5歳児対象 申込制
 - ▽20日11時~2時「映画の日」
 - 池袋児童館 914-4992
 - ▽13日2時半「影絵劇団かかし座公演」他▽17日「みんな工作」
 - 親子つくり▽27日「オセロ」将棋教室をひらきます。知らない子はこの時に覚えましょう。



新しい人生の門は
五五五島振興会館結婚式場
豊島公会堂となり(981)1009
申込は6か月前から受付けています

お知らせ



(内線)はすべて区役所
981-1111の内線です



区では、緑化事業を推進して...
また、期間中は毎日午前10時...
お誘い合わせてご来場ください。

講座・講習会

グループリーダー講習会
内容：青少年団体のづくり方...
とく：5月17日(土)7月12日の毎...

特別教養講座
内容：日本経済研究センター...
とく：5月19日(金)午後6時...

動労青少年手摺講習会
内容：5月8日・11月6日の毎...
とく：5月8日(日)午後6時...

広報技術指導講習会

内容：広報活動の役割と必要...
とく：5月17日(土)6月21日の毎...

コーラス教室
内容：小学生から高校生まで...
とく：5月14日(日)午前9時...

水泳指導員
内容：区内小中学校夏期プールの指導...
とく：7月21日(日)8月15日...

募 集
内容：区内小中学校夏期プールの指導...
とく：7月21日(日)8月15日...

募 集

内容：区内小中学校夏期プールの指導...
とく：7月21日(日)8月15日...

内容：区内小中学校夏期プールの指導...
とく：7月21日(日)8月15日...

内容：区内小中学校夏期プールの指導...
とく：7月21日(日)8月15日...

内容：区内小中学校夏期プールの指導...
とく：7月21日(日)8月15日...

スポーツ・つどい

春季スポーツ祭典
内容：5月14日(日)午前9時...
とく：5月14日(日)午前9時...

内容：5月14日(日)午前9時...
とく：5月14日(日)午前9時...

内容：5月14日(日)午前9時...
とく：5月14日(日)午前9時...

内容：5月14日(日)午前9時...
とく：5月14日(日)午前9時...

春の青年のつどい

内容：5月20日(土)21日(日)...
とく：5月20日(土)21日(日)...

内容：5月20日(土)21日(日)...
とく：5月20日(土)21日(日)...

内容：5月20日(土)21日(日)...
とく：5月20日(土)21日(日)...

内容：5月20日(土)21日(日)...
とく：5月20日(土)21日(日)...

労働保険の更新

内容：5月15日までに手続きをす...
とく：5月15日までに手続きをす...

内容：5月15日までに手続きをす...
とく：5月15日までに手続きをす...

内容：5月15日までに手続きをす...
とく：5月15日までに手続きをす...

内容：5月15日までに手続きをす...
とく：5月15日までに手続きをす...

電話局から

内容：昭和53年度から都市計画税の税率...
とく：昭和53年度から都市計画税の税率...

内容：昭和53年度から都市計画税の税率...
とく：昭和53年度から都市計画税の税率...

内容：昭和53年度から都市計画税の税率...
とく：昭和53年度から都市計画税の税率...

内容：昭和53年度から都市計画税の税率...
とく：昭和53年度から都市計画税の税率...

官公所だより

都税事務所から
都市計画税の税率引上げ

都市計画税の税率引上げ
最近、都市における住環境の整備...

最近、都市における住環境の整備...
特に下水道や公園などの都市施設...

特に下水道や公園などの都市施設...
を充実させることが強く望まれて...